

感染症対策に関する指針

～感染症・食中毒の予防、まん延防止に関する指針～

株式会社サン・ドリームナゴヤ

株式会社サン・ドリームナゴヤ
感染症対策に関する指針

第1 目的

感染症等に対する抵抗力の弱い高齢者を守るため、入居者・利用者の健康や生命に直接関係する日常における衛生管理並びに感染症予防に努めるとともに、感染症が発生した場合は施設内でのまん延を防止するための迅速で適切な対応に努め、入居者・利用者が安全で快適なサービス提供を受けられるよう、本「感染症対策に関する指針」を定めます。

第2 基本方針

- 1) 施設長をはじめ、全職員が一丸となって感染症の発生及びまん延の防止に努めます。
- 2) 国内や県内、地域の感染症状況をよく把握し、全職員が感染症に罹患しない対策を講じます。
- 3) 感染症が発生した場合は、速やかに連絡・報告を行い、施設内のまん延を最小限に抑える対策を実施します。
- 4) 指針や委員会での決定事項については、速やかに全職員に周知徹底させます。

第3 対策を実施する主な感染症

- 1) インフルエンザウイルス
- 2) 胃腸炎ウイルス（ノロウイルス・ロタウイルス等）
- 3) 肝炎ウイルス（A型～E型）
- 4) 食中毒（黄色ブドウ球菌・O157等）
- 5) メチシリン耐性黄色ブドウ球菌（MRSA）
- 6) 国内でパンデミックが発生した新型ウイルス
- 7) その他の感染症

第4 基本方針を達成するための取組み

- 1) 委員会を設置し、その他の会議や申し送り等にて感染症対策について検討し、感染症が発生しない、また発生しても施設内にまん延しない対策を全事業所・全職員が協力して実施します。
- 2) 国内や県内、地域の感染症状況をニュースやホームページ等でよく把握し、嘱託医からの情報をもとに、まずは職員一人ひとりが感染症に罹患しない対策を講じます（平常時の対応については第5、第6参照）。
- 3) 職員に感染症の症状が認められた際は速やかに上長へ報告し、感染症の疑いがある場合は出勤停止又は退勤します。また、入居者・利用者に感染症の疑いがある場合は、感染症対策マニュアルに則り対応を行い、他の入居者・利用者へ感染がまん延しないように努めます（発生時の対応については第7参照）。
- 4) 指針に記載されている事項や委員会で決定した内容については速やかに全職員へ周知させます。また、感染症発生やまん延の状況について委員会やその他の会議で検討し、それらの対策を速やかに各部署や担当者に伝達して実施させます。

第5 平常時の対応

- 1) 施設内の衛生管理
当施設では、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため、施設内の衛生保持に努めます。また手洗い場、汚物処理室の整備と充実に努めるとともに、日頃から整理整頓を心掛け、換気、清掃、消毒を定期的実施し、施設内の衛生管理、清潔の保持に努めます。
- 2) 介護・看護ケアと感染症対策
介護・看護の場面では、職員の手洗い、消毒を徹底し必要に応じマスク等個人用防護具（PPE）を着用します。また、血液・体液・排泄物等を扱う場面では細心の注意を払い、適切な方法で対処します。利用者の異常の兆候を出来るだけ早く発見するために、利用者の健康状態を常に注意深く観察することに留意します。
- 3) 外来者への衛生管理の周知徹底を図りまん延防止を図ります。

第6 平常時における感染症予防の徹底

インフルエンザやノロウイルス等の平常時対策として、以下を徹底します。

1) 職員の標準予防策の徹底

県内や地域に感染症発生の情報がない場合でも、冬季や感染症まん延時期には以下の標準予防策を実施します。

- ① 出退勤時の手洗い・うがい・手指消毒、出勤前の検温
- ② 勤務中のマスク着用
- ③ 1 ケアごとの手洗い・手指消毒
- ④ 体調不良時の早期報告・出勤停止
- ⑤ ワクチン接種

2) 入居者・利用者への呼びかけ

入居者・利用者へも感染症予防のために以下のお願いをします。ただし、体調や障害等の状況で不可能な場合は、無理に行うことはしません。

- ① 飲食時の手洗い・うがい・手指消毒
- ② デイサービス利用時の検温・手洗い・手指消毒
- ③ 利用時のマスク着用
- ④ 体調不良時のデイサービス利用中止
- ⑤ ワクチン接種

3) ご家族及び来所者への呼びかけ

- ① 入館時の手指消毒・マスク着用
- ② 体調不良時の入館制限

第7 発生時の対応

万一、感染症及び食中毒が発生した場合は、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処手順」「新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画（BCP）」等に従い、感染の拡大を防ぐため下記の対応を図ります。

- ① 「発生状況の把握」
- ② 「まん延防止のための措置」
- ③ 「有症者への対応」
- ④ 「関係機関との連携」
- ⑤ 「行政への報告」

施設長は、次のような場合には迅速に市町村等の主管部局に報告するとともに、所轄の保健所へ指定の様式により報告を行い発生時対応などの指示を仰ぎます。

《報告が必要な場合》

- ア. 同一の感染症もしくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
 - イ. 同一の感染者もしくは食中毒による又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
 - ウ. ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を感染症の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合
- ※イについては、同一の感染症などによる患者等が、ある時点において、10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合であって、最初の利用者等が発生してからの累積の人数ではないことに注意

《報告する内容》

- ア. 感染症又は食中毒が疑われる利用者の人数
 - イ. 感染症又は食中毒が疑われる病状
 - ウ. 上記の利用者への対応や施設における対応状況等
- ※なお、医師が感染症法、結核予防法又は食品衛生法の届出基準に該当する利用者又はその疑いのある者を診断した場合には、これらの法律に基づき保健所等への届出を行います。

第8 感染症・食中毒まん延防止に関する体制

1) 感染対策委員会の設置

(1) 設置目的

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討することを目的に設置します

(2) 感染対策担当者は看護職員責任者とします

(3) 感染対策委員会の構成員

- ・施設長（事業所管理者）
- ・看護職員
- ・生活相談員
- ・サービス提供責任者
- ・介護支援専門員
- ・介護職員
- ・調理員
- ・その他施設長が必要と認めるもの

(4) 感染対策委員会の開催

委員会は定期的に6カ月に1回以上開催します。ただし、必要に応じて随時開催します。

(5) 委員会の役割

- ① 感染症予防対策及び発生時の対応の立案
- ② 各指針・各マニュアル等の作成
- ③ 発生時における施設内連絡体制及び行政機関等への連絡体制の整備
- ④ 利用者・職員の健康状態の把握と対応策
- ⑤ 新規利用者の感染症の既往の把握と対応策
- ⑥ 各事業所での感染対策実施状況の把握と評価
- ⑦ 感染防止のための職員研修・訓練の企画・運営（各2回/年）及び新規採用者の教育

2) 職員の健康管理

(1) 直接介護に係る職員は年2回、他職員は年1回の健康診断を実施します。

(2) インフルエンザの予防接種等について、接種の意義、有効性、副作用の可能性等を職員へ十分説明の上、同意を得て予防接種を行います。

(3) 職員が感染症を罹患している場合は、感染経路の遮断のため完治まで適切な処置を講じます。

第9 職員に対する教育・研修

介護に携わるすべての従業員に対して、感染症対策の基礎知識の徹底を図るとともに指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの励行を図り職員教育を行います。

- ① 研修会を年2回以上開催します。
- ② 新規採用者に感染対策の教育・研修を行います。
- ③ 感染症の予防及びまん延防止のための訓練（シミュレーション）を年2回以上行います。

第10 感染症・食中毒の予防、まん延防止における各職種の役割

1) 施設長

- ① 感染症・食中毒の予防、まん延防止体制の総括責任
- ② 感染症発生時の行政報告

2) 看護職員

- ① 医師、協力病院との連携を図る
- ② ケアの基本手順の教育と周知徹底
- ③ 衛生管理、安全管理の指導
- ④ 外来者への指導
- ⑤ 予防対策への啓発活動
- ⑥ 早期発見・早期予防の取り組み
- ⑦ 経過記録の整備
- ⑧ 職員への教育

3) 生活相談員・サービス提供責任者・介護支援専門員

- ① 医師、看護職員との連携を図り、予防、まん延防止対策を強化
- ② 緊急時連絡体制の整備（行政機関、施設、家族）
- ③ 経過記録の整備
- ④ 家族への対応

- ⑤ 各職種別教育
- 4) 介護職員
 - ① 各マニュアルに沿ったケアの確立
 - ② 生活相談員、看護職員、調理員との連携
 - ③ 利用者の状態把握
 - ④ 衛生管理の徹底
 - ⑤ 経過記録の整備
- 5) 調理員
 - ① 食品管理、衛生管理の指導
 - ② 食中毒予防の教育、指導の徹底
 - ③ 医師、看護職員の指示による利用者の状態に応じた食事の提供
 - ④ 緊急時連絡体制の整備（保健所各関係機関等、施設、家族）
 - ⑤ 経過記録の整備

第11 感染症対策マニュアル及び事業継続計画の整備

1) 感染症対策マニュアル

感染症発生及びまん延を防止するため、対応の詳細を記載したマニュアルを作成し、定期的に見直しを行う。特に毎年流行する「インフルエンザウイルス」や「ノロウイルス」についてはそのマニュアルごとの対策を確実に実施する。また、世界的なパンデミックが発生した未知なる新型ウイルス等の対策についても、必要であればマニュアルの整備を行う。

2) 事業継続計画

新型インフルエンザウイルスや新型コロナウイルス等、未知なる感染症が国内に流行した又は施設内にまん延が起こった場合であっても、入居者・利用者が安全・安心してサービスの提供が受けられるように事業継続計画を作成し、定期的に見直しを行う。

第12 指針の閲覧

本指針は入居者・利用者及び家族等が希望あった場合にすぐ閲覧できるようにしておくとともに、施設事務所内に掲示する。

附則 この指針は、令和 5年 10月 1日より施行する。